



不法投棄は絶対許されません!!
 その原因は、モラルの欠如によるものです。
 心ない人の無責任な行動を許さず、
 みんなの手で美しく豊かな環境を
 守って行きましょう。

ごみの不法投棄を
 なくすには？

- 一人ひとりが自覚を持ち、自分のごみは自分で
適正に処理をしましょう。
- まちをいつも美しくたもつため、地域で協力し
てごみを捨てられない環境をつくりましょう。
- 土地や建物の占有者(管理者)は不法投棄を誘
発しないよう清潔の保持に努めましょう。
- みんなの目で、不法投棄を監視しましょう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(要約)

第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条(罰則)

第16条の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。(法人においては3億円以下の罰金)

不法投棄は 犯罪です!!



警察による現場検証の様子

ご存知ですか？

家財道具など約50kgを投棄した者に対し、40万円の罰金が科せられたケースがあります。わずかな処理費用を惜しんだばかりに、社会的信用を失うことになりかねません。

不法投棄を発見したら…

宜野座村役場村民生活課 TEL 098-968-8501 又は

石川警察署 TEL 098-964-4111 へご連絡下さい。